

令和4年度第4回

下松市農業委員会総会議事録

令和4年7月12日（火）10時から
下松市役所4階 庁議室

発言内容については、要旨を記載しています。
個人情報に関連する部分等については●で消しています。

令和4年度第4回下松市農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和4年7月12日(火) 10時から
- 2 開催場所 下松市役所 4階 庁議室
- 3 農業委員
 - ・出席(8人)
 - 会長 5番 清水 守
 - 会長職務代理者 3番 河村 真弓
 - 1番 内山 禮介 2番 大本 博秀 4番 近藤 政司 6番 田中 結
 - 7番 藤田 善江 8番 山岡喜久吉
 - ・欠席(0人)
- 4 農地利用最適化推進委員 (全員出席要請)
 - ・出席(5人)
 - 1番 中村 英隆 2番 藤井 康之 3番 小林 克美 5番 弘中 健治
 - 6番 松村 将吾
 - ・欠席(1人)
 - 4番 金藤 哲夫
- 5 議事日程
 - 第1 会議の成立
 - 第2 議事録署名委員及び会議書記の指名
 - 第3 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第2号 非農地証明交付申請の承認について(調整区域)
 - 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
 - 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
 - 報告第3号 非農地証明交付申請の承認について(市街化区域)
- 6 農業委員会事務局職員
 - 局長 内山 教雄
 - 書記 河本 健
- 7 会議の概要
 - 会議の概要については次のとおり

第4回 定例総会 会議の概要

- 事務局 ただ今より7月の定例総会を開催いたします。本日、農業委員の欠席者はありません。本日の出席委員は8名です。下松市農業委員会会議規則第7条により定足数を満たしており、総会は成立している事を報告致します。なお検討事項があるため推進委員全員に出席をお願いしております。金藤哲夫推進委員は本日欠席です。それでは議長お願いします。
- 議長 皆さん、おはようございます。本日の議事録署名人は内山禮介委員と田中結委員にお願い致します。書記の方は事務局にお願いします。
- 事務局 議案書1ページをご覧ください。議案第1号受付番号1番、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、一時転用です。土地の所在は大字●●●●●一●、地目は登記簿、現況とも田、農振区分は農用地区域内、面積は2,357㎡のうち648.9㎡。貸付人は●●●●さん、借受人は●●●●●●●●●●●●●●。転用目的は、●●●●●●●●維持修繕工事に係る資材置場として一時転用するものです。本件は、農用地区域内農地でありますので、山口県農業会議の常設審議委員会への意見聴取議案となります。調査報告は近藤政司委員です。よろしくお願いします。
- 議長 近藤政司委員、よろしくお願いします。
- 近藤委員 ご報告いたします。6ページの地図をご覧ください。場所は●●の県道を上がって新幹線のすぐ下側、●●●●●の道を挟んだ東側です。ここはずっと、この間まで●●●●●●●●の工事の資材置場として使っておられました。ずっと工事をやっておられましたがこの現地はあまり変化もなく、工事の資材置場としてはここでなければ無いというような所ですので。防音の設備も取られておりますし、何ら問題もないと思います。ご審議よろしくお願いします。
- 議長 近藤政司委員、ありがとうございました。ただ今調査委員から説明がありましたが、ご意見がございましたらお願いします。どなたかございませんか。山岡委員。
- 山岡委員 地主のかたについては施設に入られていますが意思表示は誰がされたのか、どなたが申請をされたのでしょうか。
- 事務局 ●●●●さんが申請されましたが、ご本人の了解はもちろん取っておられます。両方の申請なので。ここは元々引き続き一時転用したと言いますか、数年前に一時転用をされておられて、数カ月おいてまた利用されるという事です。
- 議長 他にございませんか。意見もないようですので採決をいたします。議案第1号

受付番号1番についてはこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第1号受付番号1番は農地法第5条許可相当として山口県農業会議の常設審議委員会の意見聴取と致します。
次、事務局をお願いします。

事務局 議案書は、同じく1ページ、議案第1号受付番号2番、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。土地の所在は大字●●●●●●一●、地目は登記簿、現況とも田、農振区分は農用地区外、面積は1,178㎡。譲渡人は●●●●さん、譲受人は●●●さん。転用目的は、資材置場及び駐車場です。調査報告は近藤政司委員です。よろしくをお願いします。

議長 近藤政司委員、よろしくをお願いします。

近藤委員 ご報告いたします。場所は11ページをご覧ください。●●●●●から●●に上がって●●●のすぐ北側の所です。ここは、元々●●さんのお宅でして、●●●一●は1年に1回か2年に1回くらい草を刈っておられるような所です。以上です。ご審議よろしくをお願いします。

議長 近藤政司委員、ありがとうございました。ただ今調査委員から説明がありましたが、ご意見がございましたらお願いします。どなたかございませんか。

議長 これは宅地を除いてですよね？

近藤委員 そうです。

議長 はい、分かりました。
他にございませんか。意見もないようですので採決をいたします。議案第1号受付番号2番についてはこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第1号受付番号2番は農地法第5条許可相当として山口県農業会議の常設審議委員会の報告事案と致します。
次、事務局をお願いします。

事務局 議案書は、同じく1ページ、議案第1号受付番号3番、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。土地の所在は大字●●●●●●一●、地目は登記簿、現況とも畑、農振区分は農用地区域外、面積は771㎡のうち419

m²。貸付人は●●●さん、借受人は●●●●さん、転用目的は農家住宅です。本件は、令和●年度●●月総会において、●●●さんの農家住宅を増築して●●●さん世帯の住居を建築するという転用申請がなされておりましたが、技術的な問題から建築を取りやめられたため、建築場所を改め、今回は●●●●さんが●●●さんの土地を使用貸借し、農家住宅を建てるという申請でございます。なお、令和●年●●月の許可については、許可取下申請書が提出されております。なお、●●●●さんは、令和●年●月総会で、●●●さんの土地に利用権を設定され、農家住宅を建てるための要件は整っておりますことを申し添えます。調査報告は藤田善江委員です。よろしく申し上げます。

議 長 藤田善江委員、よろしく申し上げます。

藤 田 委員 はい。では報告いたします。去る6月30日に、事務局と松村将吾推進委員さんとで現地調査に行ってきました。場所は15ページになります。●●●●●●●●の●●●●側の●●●●●●●●入り口から150mくらいの所にあります。●●●さんは●●●さんの娘さんになります。今は市外に住んでいらっしゃいますが、下松に帰られ、ご両親と農業をされて一緒に住むということで、農家住宅を建築されるそうです。現地は住宅が建つように整地の工事がされておりました。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 藤田善江委員、ありがとうございました。ただ今調査委員から説明がありましたが、ご意見がございましたらお願いします。どなたかございませんか。事務局、取下げというのは前回除外をして許可がおりた、そうではなかったのですか。

事 務 局 前回は農用地除外をされたのですが、結局建築の技術上の問題で難しいと。●●●●さんの農家住宅とひっついて増築する事については、建築許可が元々の家の基準が足りていないということで、そちらも強化しないとイケないということになりまして、それはお金がかかるから出来ないということで、除外をした所は断念されました。ですから農振除外をした所はそのままという事です。

議 長 除外はされたわけですね。

事 務 局 はい、除外はされました。ところが、そこには結局建てなかったという事です。申請地につきましては、取り下げられました。

議 長 分かりました。
他にございませんか。意見もないようですので採決をいたします。議案第1号受付番号3番についてはこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第1号受付番号3番は農地法第5条許可相当として山口県農業会議の常設審議委員会の報告事案と致します。

次、事務局お願いします。

事務局 議案書は、2ページ、同じく農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。議案第1号受付番号4番及び5番については、譲受人が同じでございますので併せてご説明します。

受付番号4番、土地の所在は大字●●●●●●、地目は登記簿、現況とも田、農振区分は農用地区外、面積は2,958㎡。譲渡人は●●●●●さん。

受付番号5番、土地の所在は大字●●●●●●、地目は登記簿、現況とも田、農振区分は農用地区外、面積は1,305㎡。譲渡人は●●●●●さん。

どちらの土地も譲受人は、●●●●●●●●●●です。

転用目的は、資材置場、駐車場及び進入路です。●●●●●さんは、当該土地に隣接する小高い位置に事業所があり、事業所敷地拡大のため転用されるものです。本件は、4番及び5番を合わせた面積が3000㎡以上の転用となりますので、山口県農業会議の常設審議委員会への意見聴取議案となります。調査報告は近藤政司委員です。よろしくをお願いします。

議長 近藤政司委員、よろしくをお願いします。

近藤委員 報告いたします。先月29日に事務局と小林克美推進委員と現地を調査してまいりました。場所は先ほど説明した●●●●●さんの土地がありますが、その100mくらい東側になります。●●の川のすぐ東側、●●●●●さんの土地の100mくらい下になりますか。ちょっとあそこも大きな機械も入りませんし、ここも十数年来耕作をされておられません。気にはなっておりましたけれど、草が生えているよりも有効に利用した方がいいんじゃないかと思われまいます。ご審議よろしくをお願いします。

議長 近藤政司委員、ありがとうございました。ただ今調査委員から説明がありましたが、ご意見がございましたらお願いします。どなたかございませぬか。意見もないようですので採決をいたします。議案第1号受付番号4番、5番についてはこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第1号受付番号4番、5番は農地法第5条許可相当として山口県農業会議の常設審議委員会の意見聴取と致します。

次、事務局お願いします。

事務局 議案書25ページをご覧下さい。議案第2号受付番号1番、非農地証明交付申

請の承認について、総会資料に基づいてご説明いたします。土地の所在は大字●●●●●●●●●●、地目は、登記簿田です。農振区分は農振区域外、面積は807㎡。所有者は、●●●●●●●●●●さん。申請地は、平成23年に相続する以前から耕作されておらず、小木などが生い茂っています。参考地目は原野です。調査委員は松村将吾推進委員です。よろしくお願いします。

議長 松村将吾推進委員、よろしくお願いします。

松村(推)委員 では報告いたします。6月30日に事務局と藤田善江委員とで現地を確認いたしました。場所につきましては26ページをご覧ください。左側の地図で、●●●●●●●●●●を過ぎて南側に行った●●●●●●●●●●のバス停のすぐそばが申請地になります。別紙を併せてご覧いただければと思います。申請地の南側に道がありますので、近隣の人が通行するという事で、一部草刈りがされてはいるのですが、ほぼ10年以上耕作をされていないということで、木も生い茂っているという状態で、農地としての利用は難しいのかなと感じました。現況は原野に相当すると思われれます。以上、ご審議よろしくお願いします。

議長 松村将吾推進委員、ありがとうございました。ただいま調査委員から説明がありました。ご意見がありましたらお願いします。

大本委員 今回、非農地証明をするに至った背景は何かあるのですか。

事務局 そこまでは把握しておりませんし、求めておりません。

議長 ここは、県道からどの位差があるのですか。

事務局 3mから5mくらい下だと思えます。

議長 はい分かりました。
他にどなたかございますか。意見もないようですので採決をします。議案第2号受付番号1番についてはこれを非農地、原野とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第2号受付番号1番は原案の通り承認致します。

以上で本日の審議いただき議案について、終了いたしました。
次、事務局お願いします。

事務局 議案書の27ページに、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による

届出について」、届け出が2件ございました。

議案書の28ページに、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」、届け出が13件ございました。

議案書の33ページに、報告第3号「非農地証明交付申請の承認について（市街化区域）」の申請が6件ございました。

内容については記載のとおりでございます。

添付書類も完備しておりましたので、現地の状況等を確認し、下松市農業委員会規程第10条2項に基づき、事務局長専決により処理いたしました。

以上です。

議

長 報告事案がありますが、なにかご質問があれば、お願いします。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。これで7月の定例総会を閉会いたします。どうも皆さんありがとうございました。

令和4年7月12日

以上会議の顛末を記録し、相違なきことを証するために署名する。

議 長

落 小 子

署名委員

内山 禮 介

署名委員

田中 結